



平成23年(ワ)第32660号 独占禁止法第24条に基づく差止請求事件
(NTT東西によるFTTHサービス参入妨害差止事件)

原告 ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクBB(株)

被告 東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)

第4準備書面

平成24年9月6日

東京地方裁判所 民事第8部合議係


原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 晃 

弁護士 梅津 有紀 

弁護士 福田 恵太 

弁護士 島津 守 

弁護士 栗田 祐太郎 

第1 「訴状別紙目録の図」と「被告準備書面(3)18頁の図3」との関係

- 1 訴訟別紙目録1、2の図は、シェアドアクセス方式¹において、1分岐単位での接続(かつOSU共用による場合)を可能とするためには、どの箇所において、被告が、原告の接続請求に応じるべきかを図示したものであり、原告は、接続希望箇所として、AないしDの4か所を挙げています。

¹ FTTH (Fiber To The Home、光回線) サービスを提供するために用いる1本の光ファイバ回線を最大32ユーザで共有する方式

2 基本的に、「訴状別紙目録の図」と「被告準備書面(3)18頁の図3」とは同一の内容を示すものです。

訴状別紙におけるOLT (Optical Line Terminal、光回線終端装置) は、OSU (Optical Subscriber Unit、光信号主端末回線収容装置) を複数台収容する装置(棚)であり、本件接続請求との関係では、OLTとOSUは、同一視して差し支えありません。

(1) シェアドアクセス方式①(現行KDDI方式)

「被告準備書面(3)18頁の図3」のうちシェアドアクセス方式①は、現在、KDDIがNTTから光回線を借り受けて接続している個所であり、同図の◎(赤色の二重丸)は「訴状別紙目録の図」における◎(青色の二重丸)「現時点での接続箇所」(：現時点で被告らが他事業者に対して接続を認めている箇所)に対応します。

(2) シェアドアクセス方式②(OSU共用型)

「被告準備書面(3)18頁の図3」のうちシェアドアクセス方式②(すなわち、被告らがOSUや局内スプリッタも貸し出す分岐方式)における◎(赤色の二重丸)は、「訴状別紙目録の図」の「接続希望箇所AないしD」に該当し、これらAないしDの個所は、いずれについても、OSU(OLT)よりも地域IP(Internet Protocol)網側(OLTと収容局ルータとの間、あるいは、OSTとSW(スイッチ)との間)に位置しています。

3 ここで、シェアドアクセス方式②(上記2(2))の場合において、OSUと地域IP網との間の特定の箇所における接続作業(機器の設置作業)を原告・被告のいずれが行うべきか、という点については、次のいずれの方法でも原告らの接続要求を満たすものであります。

① 従前の例により、接続点(原告書面あるいは被告書面において◎二重丸で示された箇所)の「口」を被告側で設置(原告は費用のみ負担)

② 被告が原告に対して技術的仕様を指定した上、原告において、原告の費用

において設置

第2 本件における争点

1 本件における主な争点は、「アンバンドル（細分化）義務」（（電気通信事業法 33条4項1号ニ、平成8年12月19日付答申「接続の基本的ルールの在り方について」、甲13）の捉え方によるものと考えられます。

すなわち、「特定事業者（注 被告ら）は、他事業者（注 一例として原告ら）が要望する網構成設備及び機能について、技術的に可能な場合にはアンバンドル（細分化）して提供しなければならないこととする」（上記答申）ことを旨とするアンバンドル義務の存在自体については、被告らも争いようのないものと考えられるところであります。

2 この「細分化」の範囲について、原告らは、OSUが32ユーザを収容できる（局内の4×局外の8、被告準備書面(3)14頁ほか）以上、「1ユーザ単位」すなわち「1分岐単位」とすることがアンバンドル義務を満たすものであると主張するものです。

3 一方、被告らは、「物理的最小単位」である「主端末回線単位」、すなわち1芯（8分岐）を事業者が「専有」する以上、1芯（8分岐）単位であれば、このアンバンドル義務を満たすものであると主張するように見受けられます。

4(1) しかしながら、主端末回線（1芯）については、現に、これを8人のユーザが共有しており、8分岐が「技術的に可能」（上記答申の表現参照）であることに鑑みれば、「物理的に1本の光ファイバである」ことはアンバンドル（細分化）義務を満たすことの理由とはなりません。

(2) 被告らの主張は、例えば、8人乗りの車両を4両編成した列車（8ユーザが使用可能な主端末回線4本を1つのOSUに接続していることに相当）につき、1つの車両は物理的に分割することなどできないと主張して、乗客1名ごとの乗車券の販売を拒絶（あるいは常に1車両分である8枚全ての乗車

券の購入を強要) しているに等しいものです。

現に、被告ら自身も1分岐端末回線ごとの取引を各ユーザと行っている以上、この1分岐単位での接続請求に応じないことは、被告らに課されているアンバンドル義務を果たさないものであることは明らかです。

- (3) 上記答申は、アンバンドル義務は「機能」にも及ぶことを明記しています。物理的に1本の主端末回線があっても、それが8分岐され、8つの分岐端末回線としての機能が与えられている以上、この細分化された1分岐単位での取引に応じることにより初めてアンバンドル義務が果たされたと評価されることとなります。
- (4) なお、原告第3準備書面においてふれたとおり、上記答申は「特定事業者が技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなすことが適当である」とも指摘するところです。

以 上